

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）		
監査対象部課	総務部 人事課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<b>【給料・諸手当等返還金】</b> 歳入徴収者は、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、地方自治法第231条の3の規定又は同法施行令第171条の規定により、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない（茨木市財務規則第38条第1項）とされているが、督促をしていなかった。	措置状況	措置済 令和7年10月20日
		今回、督促を行うことが出来ていなかったため、委託業者と調定事務の流れについて改めて確認をした。 また督促状をもれなく送付出来ているかどうかを確認するために、戻入・調定の進捗管理台帳に督促の欄を追加しました。	
2	<b>【人事給与システムデータセンター移行業務委託料】</b> 契約金額が500万円以上の契約を締結する契約相手方には、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出するように求める（茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱第10）とされているが、提出を求めていなかった。	措置状況	措置済 令和7年9月29日
		契約開始日時点では、当該誓約書の提出を求められていなかったため、契約期間終了前に、委託業者に誓約書の提出を求め、受領しました。 再発防止のために、引継ぎ時に担当者間で確認できるよう簡易マニュアルを作成します。	
3	<b>【人事給与システムデータセンター移行業務委託料】</b> 受託者は、委託業務における取扱責任者及び業務従事者を定め、業務従事者の管理体制及び実施体制とともに、市に報告しなければならない（契約書第17条第1項）としているが、取扱責任者の報告をさせていなかった。	措置状況	措置済 令和7年9月29日
		契約開始日時点で、業務従事者名簿の提出は求めましたが、取扱責任者の記載がありませんでした。契約期間終了前に、委託業者に取扱責任者が記載された業務従事者名簿の提出を求め、受領しました。 再発防止のために、引継ぎ時に担当者間で確認できるよう簡易マニュアルを作成します。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	総務部 人事課	
委員意見		今後の方針等
1	<p><b>【給料・諸手当等返還金】</b></p> <p>本人から分割弁済の申出があった旨や滞納者との折衝について、債権管理台帳に記録がされていなかった。経過については、担当者が記録を残していたが、債権の適正な管理・回収のため、債権管理台帳に処理の経過や対応をした職員名等を記録されたい。また、内部統制の観点から、債権管理台帳については、権限者が確認し、その記録を残されたい。</p>	<p>今後、債権にかかる本人とのやり取りについては、担当者が残した記録のみではなく、債権管理台帳に記録し、権限者の確認を受けるようにします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）		
監査対象部課	総務部 市民税課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【軽自動車税現年課税分】 起案処理が遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた事例が見受けられた。	措置状況	措置済 令和7年10月27日
		今後は起案処理を遅滞なく行う。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	総務部 市民税課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【軽自動車税現年課税分】</p> <p>減免申請の却下について、起案・決裁を行わず口頭で申請者に通知していた。内部統制の観点から、意思決定の記録を残すことを検討されたい。</p>	<p>次年度より、減免申請の受理後に申請を却下する場合は、起案処理後に相手方に文書にて通知する。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	こども育成部 子育て支援課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。</p> <p>本件業務委託については、契約保証金について、免除する（契約書第7条）としているが、契約締結何及び見積依頼業者何書にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年10月30日
2	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない（契約書第18条第1項）としているが、報告をさせていなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年10月30日
3	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>プロポーザル方式の実施結果については公正性、透明性の確保の観点から、参加業者及びそれぞれの評価点について、公表する（茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項11(1)）とされているが、プロポーザル方式の実施結果について、ホームページを活用するなどして公表していなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年10月30日
4	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>事前準備行為における随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年10月30日

今後は、茨木市財務規則第129条第5項に基づき、免除の根拠を契約締結何や見積依頼業者何書に正確に記載することを徹底し、適切な手続きを実施するよう努めてまいります。

契約書第18条第1項の規定に基づき、取扱責任者及び業務従事者一覧を受領し、収受供覧いたしました。（茨字第004878号）

今後は茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項に従い、ホームページ等を活用した結果の公表を徹底してまいります。

今後は必要事項を適切に記載し、要項の整備を徹底してまいります。

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等					
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）					
監査対象部課	こども育成部 子育て支援課					
	指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
5	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>プロポーザル選定会議の委員選任後、担当課は、委員と提案者の接触又は利害関係等の有無について、委員からの聴取り等により確認する（茨木市プロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第8、3（1））とされているが、委員に確認をしていなかった。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和7年10月30日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>今後は、茨木市プロポーザル方式の事務取扱要領に基づき、選定会議時に委員への確認を確実に実施し、また会議録を残し、公正性を確保してまいります。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和7年10月30日	<p>今後は、茨木市プロポーザル方式の事務取扱要領に基づき、選定会議時に委員への確認を確実に実施し、また会議録を残し、公正性を確保してまいります。</p>	
措置状況	措置済 令和7年10月30日					
<p>今後は、茨木市プロポーザル方式の事務取扱要領に基づき、選定会議時に委員への確認を確実に実施し、また会議録を残し、公正性を確保してまいります。</p>						
6	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>公募型プロポーザル方式では、執行伺の起票を事前協議後、選定会議の設置までに行う（公募型プロポーザル方式実施フロー）とされているが、選定会議の設置まで事前準備行為として事業実施の文書起案をしていなかった。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和7年10月30日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>今後は、選定会議の設置まで事前準備行為として事業実施の文書起案を行います。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和7年10月30日	<p>今後は、選定会議の設置まで事前準備行為として事業実施の文書起案を行います。</p>	
措置状況	措置済 令和7年10月30日					
<p>今後は、選定会議の設置まで事前準備行為として事業実施の文書起案を行います。</p>						
7	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>プロポーザル選定会議の公正性及び透明性を確保するため、会議の内容を記した会議録を必ず作成する（茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項7（4））とされているが、プロポーザル選定会議について、会議録を作成していなかった。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和7年10月30日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>今後は、茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項に基づき、会議録を確実に作成・保存し、公正性および透明性の確保に努めてまいります。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和7年10月30日	<p>今後は、茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項に基づき、会議録を確実に作成・保存し、公正性および透明性の確保に努めてまいります。</p>	
措置状況	措置済 令和7年10月30日					
<p>今後は、茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項に基づき、会議録を確実に作成・保存し、公正性および透明性の確保に努めてまいります。</p>						
8	<p>【茨木市文化・子育て複合施設屋内こども広場指定管理料】</p> <p>指定管理者は、本業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない（基本協定書第16条）、また、指定管理者は、本業務に必要な諸規則及び非常時の体制を整備し、甲に提出しなければならない（同第17条）としているが、報告及び提出をさせていなかった。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和7年11月7日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>基本協定書第16条及び第17条の規定に基づき、取扱責任者、業務従事者一覧、本業務に必要な諸規則及び非常時の体制を受領いたしました。（茨子第004840号）</p> </td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和7年11月7日	<p>基本協定書第16条及び第17条の規定に基づき、取扱責任者、業務従事者一覧、本業務に必要な諸規則及び非常時の体制を受領いたしました。（茨子第004840号）</p>	
措置状況	措置済 令和7年11月7日					
<p>基本協定書第16条及び第17条の規定に基づき、取扱責任者、業務従事者一覧、本業務に必要な諸規則及び非常時の体制を受領いたしました。（茨子第004840号）</p>						

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	こども育成部 子育て支援課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価等の支払いをするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として前金払があるが、前金払は、相手方の給付義務の完了前に支払をすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきである。</p> <p>本件業務委託は、前金払としているが、その理由の詳細を具体的に契約締結伺に記載していなかった。</p> <p>具体的な理由が明示されなければ、前金払を用いることが適切であるかの判断ができないので、契約締結伺には、前金払の理由の詳細を具体的に明記されたい。</p>	<p>今後は、前金払を利用する際に、その必要性及び支払時期について十分に検討した上で、契約締結伺に具体的かつ詳細な理由を明記することを徹底し、判断の適切性を確保して参ります。</p> <p>また、このような事例が再発しないよう、契約処理に係るルールを再確認し、より適正な事務処理を遂行していく所存でございます。</p>
2	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>プロポーザル審査結果について、採点者に採点結果についての了解を得た記録を残していなかった。内部統制の観点からも記録を残すことは必要であると考えられるので、取扱いを検討されたい。</p>	<p>今後は、プロポーザル審査に係る選定委員会の議事録を必ず作成し、採点者全員から採点結果への了解を得た記録を残すよう徹底いたします。</p>
3	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において審査する（実施要項8（2））としているが、選定会議において審査せず、事務局で審査をしていた。各委員間で審査結果に差異が生じず、事務局で審査する意図であるならば、実施要項を実態に即した記載にするよう見直されたい。</p>	<p>参加資格に係る審査については、各委員間で審査結果に差異が生じないため、事務局で審査しておりました。実態に即した形で実施要項を見直し、事務局での審査を明記するよう次回プロポーザルまでに精査いたします。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	こども育成部 子育て支援課	
	委員意見	今後の方針等
4	<p>【茨木市出前版お楽しみ広場業務委託料（アル・プラザ茨木）】</p> <p>仕様書において、実施時間や定員、配置人数等の記載がなく、委託内容が明確になっていなかった。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、受注者に記載内容に従った履行を求める重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するという事は、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものである。業務内容を正確かつ過不足なく記載した仕様書を作成されたい。</p>	<p>仕様書作成において、業務内容に関する記載が不十分であった点について反省しております。受注者が誤解なく業務内容を理解し、適切な受注金額を算定できるよう、実施時間、定員、配置人数等の必要事項を含む、正確かつ過不足のない仕様書を作成するよう今後徹底いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	こども育成部 発達支援課	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 【茨木市発達障害児早期療育等支援事業業務委託料】</p> <p>契約担当者は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付させなければならないとされており、またその例外として、契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは納付を免除することができる」とされている。（茨木市財務規則第129条第1項、同条第4項第1号）</p> <p>本件は、契約金額が2,000万円以上の業務委託であることから、たとえ本市又は他市等で履行実績がある場合でも、履行保証保険の加入を契約の条件（原則）とする必要があるところ（「契約保証金の免除及び免除規定の記載等について」令和5年7月26日付け契約検査課長通知）、その加入有無の確認が不十分だったため、履行保証保険への加入が無いまま契約を締結していた。</p>	措置状況	措置済 令和7年10月1日
	<p>契約の相手方に履行保証保険への加入を求め、加入を確認しています。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	こども育成部 発達支援課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【茨木市発達障害児早期療育等支援事業業務委託料】</p> <p>普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価等の支払いをするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として前金払があるが、前金払は、相手方の給付義務の完了前に支払をすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきである。</p> <p>本件は、1年分の支払金額を前金払しているが、全額を前金払とする合理的根拠はなく、特に本件のような多額の前金払を行う場合には、倒産等による債務不履行発生時のリスクも大きくなることから、その必要性及び適正な支払時期を十分検討されたい。</p>	<p>委託先の財務基盤や債務不履行発生リスクを考慮した適正な支払い時期となるように契約の相手方と協議をしていきます。</p>
2	<p>【茨木市発達障害児早期療育等支援事業業務委託料】</p> <p>仕様書において、サービス提供時間、職員の有資格条件・配置人数等業務内容、職員配置の条件が明確ではない事例が見受けられた。</p> <p>仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、受注者に記載内容に従った履行を求める重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するということは、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものである。業務内容を正確かつ過不足なく記載した仕様書を作成されたい。</p>	<p>業務内容を正確かつ過不足なく記載した仕様となるように次年度の見積もり徴取に向けて仕様書の見直しを行います。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）
監査対象部課	こども育成部 発達支援課
委員意見	今後の方針等
<p>3 【茨木市発達障害児早期療育等支援事業業務委託料】</p> <p>実績報告書は、契約書及び仕様書に従った業務執行がなされているかの確認はもちろんのこと、事業目的に沿った業務執行による費用対効果を判断する上でも重要な資料である。</p> <p>しかしながら、実績報告書において、内容が抽象的で積算根拠や費用対効果の判断につながる内容になっていない事例が見受けられた。</p> <p>契約の相手方とも協議のうえ、1コマ当たりの利用者人数や職員の配置人数、稼働率等、効果測定、課題抽出に資する指標も記載するなど、正確かつ過不足のない実績報告書となるよう報告内容を検討し、今後の事業の分析・評価に活用されたい。</p>	<p>利用実績や職員配置等を記載した正確かつ過不足のない実績報告書となるように契約の相手方と協議をしていきます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	こども育成部 学童保育課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【学童保育室利用料】</p> <p>令和6年度の調定にかかる歳入について、令和6年度の出納閉鎖期日までに収納されているにもかかわらず、令和7年度に滞納繰越分として調定処理している事例が見受けられた。</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済 令和8年2月4日</p>
		<p>令和7年度に誤って二重に調定処理を行ったものについて、調定を修正いたします。（R7. 11. 18）</p> <p>滞納繰越額に誤りがあったため、調定を修正いたしました。</p>
2	<p>【学童保育室利用料】</p> <p>公印の押印にかえて、公印の印影を印刷する必要があるときは、印影、用途その他必要な事項について、総務課長に合議のうえ、市長の決裁を受けなければならない（茨木市公印規程第12条第1項）とされており、毎年度初めに行うべきところ、起案・決裁を行っていない事例が見受けられた。</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済 令和7年10月10日</p>
		<p>公印の印影の印刷が必要な文書について、起案・決裁を行いました。今後は、年度初めに起案・決裁いたします。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	こども育成部 学童保育課	
委員意見		今後の方針等
1	<p><b>【学童保育室利用料】</b></p> <p>滞納整理簿について、権限者による確認が数ヶ月ごとの滞納整理方針検討会議の開催時のみであった。</p> <p>債権管理においては、滞納者との交渉履歴を適切に記録し、課内で共有して進捗管理を行い、権限者が交渉状況に応じた的確な指示を適時に行うことができる体制を構築することが重要である。権限者は案件の重要度や進捗内容に応じて適時に（週次、月次又は都度）交渉状況を確認するとともに、確認した記録を残すことを検討されたい。</p>	<p>今後は、滞納整理簿を適時管理職が確認し、確認した記録を残します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）		
監査対象部課	学校教育部 教職員課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<b>【産業医報酬（7月支払分）】</b> 非常勤嘱託員の委嘱の起案において、決裁者を教育長とすべきところ、学校教育部長を決裁者としていた。	措置状況	措置済 令和7年11月11日
		次年度以降は、教育長を決裁者として委嘱を行う。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	学校教育部 教職員課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【修学旅行付添看護師旅費（中学校）】</p> <p>本件は、労働者派遣契約に基づき、人材派遣会社から派遣を受けた付添看護師に対する旅費を資金前渡により教育委員会から各学校に予定額を支払い、出発日当日に本人に支給したのうち、後日、各学校と教育委員会の間で精算を行っている。</p> <p>一般的に、出張旅費等の「経費」については、派遣先が負担する定めを派遣元、派遣先双方合意の下で契約書等に定め、派遣先が支払うことは問題ないとされている一方で、派遣労働者の雇用主は派遣元事業主であることから、賃金の一部を派遣先が直接支払うことは、労働法令に鑑みると好ましくないとされる。しかしながら、本件で支給した旅費については、日当が含まれることや、集合・解散場所までの交通費についても、一定のルールで計算して支給するため、付添看護師が実際に負担した交通費とは金額が異なる場合が生じるなど、労働法令に鑑みて好ましいとはいえない状況である。また、修学旅行の参加人数によって一人当たりの金額が変動することから後日の精算が必要となっており、各学校と教育委員会との間で現金の受け渡しが複数回発生するなど、効率的とはいえない状況である。</p> <p>旅費の支払方法については、資金前渡によるほか、金額が確定した後に後払いする方法もあり、また、本人への支払いではなく、派遣元を通じて支払うことや、旅行会社等に直接支払うことも可能と考える。支払事務及び契約内容の見直しについて、法令遵守の観点や事務の効率性も勘案し検討されたい。</p>	<p>日当については、他市状況を調査の上、妥当性及び必要性を検証する。</p> <p>交通費については、実際の看護師の負担額と合致するよう、集合・解散場所を事前に把握した上で支給する。</p> <p>旅費の支払方法については、他市等での事例を収集し、旅行社に支払うなど効率的な方法を研究の上、具体的な事務手順については、学校と調整を行う。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	学校教育部 教職員課	
	委員意見	今後の方針等
2	<p>【産業医報酬（7月支払分）】</p> <p>常時50人以上の労働者を使用する事業場は、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならない（労働安全衛生法第13条第1項）とされており、また、その職務についても、労働安全衛生規則に定められているが、同規則第15条に規定する職場巡視を実施していなかった。法令を遵守し、産業医を活用しながら、教職員の健康管理及び適切な労働環境の確保に努められたい。</p>	<p>他市の情報を収集し、職場巡視の実施について産業医と協議する。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年8月26日（火）～10月8日（水）	
監査対象部課	学校教育部 教育センター	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 【茨木市小中学校ICT総合サポートセンター業務委託料】 委託料の支払いは、提出された実績報告書に基づき、契約書どおりに履行されているか等の請求の正当性確認を行ったのち、提出された委託料請求書に基づき支払いをする必要があり、契約書の委託料支払条項にも実績報告書及び委託料請求書の提出について規定する必要がある。 しかしながら、契約書に、月ごと並びに完了後の実績報告書の提出について規定を設けていなかった。 結果として、実績報告書を確認する前に支出命令書の起票を行っていた。	措置状況	措置済 令和7年11月5日
	次年度以降の契約については、実績報告書の提出を規定する。 今年度については、仕様書で定めている報告書を確認後、支出命令書の起票を行う。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年10月9日(木)～令和7年11月21日(金)	
監査対象部課	福祉部 福祉総合相談課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【茨木市地域包括支援センター運営業務委託料(その11)】 委託業務の開始時に事業計画書を作成し、市に承認を受ける(仕様書4(5)①)としているが、運営協議会で報告はしていたものの、市の承認手続きをしていなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年11月21日 <p>今後は委託業務の開始時に事業計画書を收受し、承認手続きを徹底いたします。</p>
2	<p>【茨木市コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託料(沢池・西)】 起案処理が遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた事例が見受けられた。</p>	措置状況
		措置済 令和7年11月21日 <p>今後は起案期限を厳守するとともに、正確な日付で処理を行うよう運用を徹底いたします。</p>
3	<p>【茨木市相談支援事業所開設等補助金】 概算で支払を行った場合、支出額が確定した段階で必ず精算処理を行ってください。科目による例外はなく、戻入がなくても精算処理は全て必要(「会計事務」会計室)とされているが、概算払による補助金について、精算処理を行っていなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年11月21日 <p>今年度、概算払で対応した補助金については、支出額が確定した段階で精算処理を実施済。 今後は事務手続きマニュアルに明記し、手続き漏れが発生しないよう徹底いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年10月9日(木)～令和7年11月21日(金)		
監査対象部課	福祉部 障害福祉課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市障害福祉システム再構築業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者(子会社を含む。)に委託し、又は請け負わせる場合、あらかじめ、当該委託先において、市が受託者に求めた個人情報の適切な安全管理のための措置が図られることを確認し、その結果について、市に書面で報告しなければならない(契約書第7条第2項)としているが、報告させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和8年1月22日
	<p>受託者に対し、業務内容に個人情報を含む再委託先において、適切な安全管理措置が図られていることを確認したことの報告を求めています。(R7.12.24)</p> <p>令和8年1月22日付で相手方から適切な安全管理措置が図られていることを確認した旨の報告書を受領しました。</p>		
2	<p>【茨木市障害福祉システム再構築業務委託料】</p> <p>契約金額が500万円以上の契約を締結する契約相手方及び下請人等が、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれ市に提出するよう当該契約相手方に求める(茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱第10)とされているが、再委託先の誓約書の提出を受託者に求めていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和7年12月4日
	<p>500万円以上の再委託金額となる再委託先の誓約書提出を契約相手方に依頼し、提出されました。</p>		

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年10月9日（木）～令和7年11月21日（金）	
監査対象部課	福祉部 障害福祉課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【茨木市障害者就労促進事業業務委託料】</p> <p>実績報告書は、契約書および仕様書に定めた業務執行が適切に行われているかを確認するための重要な資料である。</p> <p>しかしながら、実績報告書において、仕様書で定めた各項目の実施状況が確認できない事例が見受けられた。</p> <p>仕様書に記載している民間受注役務等の拡大に向けての研究内容、共同出店の販路拡大及び商品開発援助等、さらには対象事業所の組織化等に関する活動内容を詳細に記載するなど、市が求める業務が適切に行われたことが明確に確認できる内容の実績報告書を求めるよう検討されたい。</p>	<p>市が求める業務が適切に行われたことが確認できるよう、実績報告書の様式を検討します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年10月9日(木)～令和7年11月21日(金)		
監査対象部課	健康医療部 長寿介護課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【通所型サービス・活動C事業業務委託料】</p> <p>受託者は、実施月ごとに、実施報告書の鑑をつけた上、個別の実施報告書等により実施状況の報告を行わなければならない(仕様書6(3))としているが、個別の実施報告書を提出させていない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和7年10月30日
		受託者に対し、未提出となっていた実施報告書の提出を求め、10月30日に提出がありました。	
2	<p>【通所型サービス・活動C事業業務委託料】</p> <p>担当者は、委託業務内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとし(仕様書4(4))、運動器の機能向上プログラムについては、詳細仕様書において、理学療法士または作業療法士1人及び看護職員1人を担当者として指定しているが、業務計画書及び実施報告書に看護職員の記載がないにもかかわらず、実施体制の確認を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和7年10月30日
		業務計画書及び実施報告書に看護職員を記載した報告書の提出を求め、10月30日に提出があり、看護職員の配置について、確認を行っております。	
3	<p>【通所型サービス・活動C事業業務委託料】</p> <p>単価契約等事務の意思決定を行うことについては、総額の当該支出負担行為の専決区分によるとされており、見積金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の指名競争入札参加者及び随意契約見積参加者を選定することは、企画財政部長の専決事項(茨木市事務決裁規程 別表第1)とされているが、課長決裁としていた。また、契約金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の委託の契約を締結することは、部長の専決事項(茨木市事務決裁規程 別表第1)とされているが、課長決裁としていた。</p>	措置状況	措置済 令和8年3月2日
		<p>今後の事務手続きにおいて、茨木市事務決裁規程に基づき、適正に処理してまいります。(R7.12.23)</p> <p>担当課と調整の上、契約単価が定まっている場合の運用における決裁区分として処理いたします。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年10月9日(木)～令和7年11月21日(金)		
監査対象部課	健康医療部 長寿介護課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
4	<p><b>【介護保険料過誤納金償還金】</b></p> <p>公印の押印にかえて、公印の印影を印刷する必要があるときは、印影、用途その他必要な事項について、総務課長に合議のうえ、市長の決裁を受けなければならない(茨木市公印規程第12条第1項)とされている。また、電子計算機により印刷する公印の印影については、当初の起案において期間の記載をせず毎年度使用している場合、毎年の年度初めにあらためて電子計算機により印刷する公印の印影の起案を行うこと(「公印管理について(通知)」(令和7年4月1日付け茨総務第10号))とされている。しかしながら、公印の電子印影について、年度初めの起案・決裁を行っていない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和7年12月15日
		<p>電子公印の使用手続きが出来ていなかった文書について、使用起案を行い、決裁を完了しました。</p> <p>今後は、公印使用規定を遵守し、適正な手続きを経て電子公印を使用することを徹底いたします。</p>	
5	<p><b>【介護保険料過誤納金償還金】</b></p> <p>過誤納金が発生した被保険者に対し、公印のある介護保険料還付方法確認票等を送付する際、意思決定の起案を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和7年10月30日
		<p>過誤納金が発生した被保険者に対しては、申請書類を送付する前に、必ず起案し、決裁を経た上で申請書の送付を行うよう、当該業務フローを見直しを行いました。</p>	
6	<p><b>【次期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る市民意向調査業務委託料】</b></p> <p>契約金額が500万円以上の契約を締結する契約相手方には、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出するように求める(茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱第10)とされているが、提出を求めていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和7年12月1日
		<p>事後にはなりますが、契約相手方に対し、提出が未済であった茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱第10条に定める誓約書の提出を依頼しました。</p> <p>今後は、契約締結プロセスにおいて、当該要綱に基づき誓約書の提出を確実に求めてまいります。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年10月9日(木)～令和7年11月21日(金)		
監査対象部課	健康医療部 長寿介護課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
7	<p>【次期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る市民意向調査業務委託料】</p> <p>受託者は、事前に業務日程表を市に提出し、承諾を受けるものとする(仕様書5(2))としているが、承諾にかかる意思決定をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和7年12月1日
		<p>事後にはなりますが、契約相手方から提出された業務日程表について、内容を確認し、承諾に係る意思決定手続きを完了しました。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年10月9日(木)～令和7年11月21日(金)		
監査対象部課	健康医療部 保険年金課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p><b>【返納金】</b></p> <p>公印の押印にかえて、公印の印影を印刷する必要があるときは、印影、用途その他必要な事項について、総務課長に合議のうえ、市長の決裁を受けなければならない（茨木市公印規程第12条第1項）とされている。また、電子計算機により印刷する公印の印影については、当初の起案において期間の記載をせず毎年度使用している場合、毎年毎年度の初めにあらためて電子計算機により印刷する公印の印影の起案を行うこと（「公印管理について（通知）」（令和7年4月1日付け茨総務第10号））とされている。</p> <p>しかしながら、公印の電子印影について、年度初めの起案・決裁を行っていない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和7年11月26日
		今年度中を対象期間とし、起案・決裁を行った。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年10月9日（木）～令和7年11月21日（金）	
監査対象部課	健康医療部 保険年金課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【返納金】</p> <p>債権管理台帳について、権限者による確認が年2回の滞納整理方針検討会議の開催時、年1回の中間報告実施時及び年度末の部長への報告時であった。</p> <p>債権管理においては、滞納者との交渉履歴を適切に記録し、課内で共有して進捗管理を行い、権限者が交渉状況に応じた的確な指示を適時に行うことができる体制を構築することが重要である。権限者は案件の重要度や進捗内容に応じて適時に（週次、月次又は都度）交渉状況を確認するとともに、確認した記録を残すことを検討されたい。</p>	<p>権限者が確認した記録を残すことについて検討する。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年10月9日(木)～令和7年11月21日(金)		
監査対象部課	水道部 総務課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市防災行政無線（水道事業用）設備等保守業務委託料】</p> <p>本件仕様書において、受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を水道部へ提出し、承認を受けなければならないとしているが、業務計画書の一部（保守業務日程予定表）について承認をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和7年12月11日
		<p>令和7年12月11日茨水総第348号で承認の起案・決裁処理を行いました。</p> <p>今後は、保守業務日程予定表については、提出のみとするよう仕様書の内容を改めます。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年10月9日(木)～令和7年11月21日(金)	
監査対象部課	水道部 工務課(水道部 営業課)	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p><b>【給配水管等修繕 過年度未収金】</b></p> <p>公印の押印にかえて、公印の印影を印刷する必要があるときは、印影、用途その他必要な事項について、総務課長に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならない(茨木市水道部公印規程第12条第1項)とされている。</p> <p>また、電子計算機により印刷する公印の印影については、当初の起案において期間の記載をせず毎年度使用している場合、毎年の年度初めにあらためて電子計算機により印刷する公印の印影の起案を行うこと(「公印管理について(通知)」(令和7年4月1日付け茨総務第10号))とされている。</p> <p>しかしながら、公印の電子印影について、年度初めの起案・決裁を行っていない事例が見受けられた。</p>	措置状況
		措置予定
		<p>「公印管理について(通知)」に基づき、毎年度、適切に事務処理を行います。(R7.12.23)</p> <p>令和8年4月1日付けで、公印の電子印影についての起案処理を行います。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年10月9日（木）～令和7年11月21日（金）	
監査対象部課	水道部 工務課（水道部 営業課）	
委員意見		今後の方針等
1	<p><b>【給配水管等修繕 過年度未収金】</b></p> <p>修繕未収簿（未収分債権管理台帳）について、折衝記録の一部の記載がない等整備が不十分な事例が見受けられた。また、債権管理事務の執行について、催告等の債権回収対策、滞納整理等の債権管理が不十分な事例が見受けられた。</p> <p>滞納が長期化している債権も見受けられるので、事務の効率性、回収対策の経済性などを総合的に勘案し、適切な債権管理事務の執行をされるよう検討されたい。</p>	<p>債権管理台帳に折衝経過の記載漏れがないよう努めます。</p> <p>また、未納者に対しては、適時適切に電話や書面により督促、催告を実施します。</p> <p>なお、滞納が長期化している債務者に対して、債務承認をさせる必要があるが、所在不明であり、その意思確認も困難なことから、当該債権の処理方法について検討します。</p>
2	<p><b>【給配水管等修繕 過年度未収金】</b></p> <p>本修繕工事は、家屋の解体等の他工事による水道メータより配水管（本管）側の給水管及び配水管（本管）の破損事故発生報告を端緒に、まず破損箇所から噴き出している漏水を止めるため、付近周辺の水道使用者の断水が伴う断水作業を行い、次いで漏水が止んだのちに破損箇所の特特定、その流れで修繕工事を行っているが、付近周辺の水道使用者の断水時間を最小限に抑えるため、依頼者の費用負担義務、その支払い方法等の詳細な説明を行う前に修繕工事を行っている。</p> <p>このような状況が一因で、修繕依頼者（債務者）の費用負担義務の意識が希薄となるケースも散見されており、それが滞納の長期化の要因となっていると考えられる。</p> <p>今後は、修繕工事前の破損事実や帰責、費用負担義務の確認及びそれらの証拠化についてルールを定めるとともに、施主等の関係者に破損事故の情報を共有し、債権回収の協力を依頼することを検討するなど、工務課（債務者への費用負担の説明、工事実施、費用積算担当）と営業課（債権回収担当）がそれぞれの役割と責任を果たしつつ、連携して効率的、効果的な債権管理ができるような体制を整備されるよう検討されたい。</p>	<p>工務課においては、修繕工事を着手する前に、依頼者に対し、費用負担義務が発生することの確認及び、支払い義務を果たさない場合は施主等の関係者に債権回収の協力を依頼することができる旨などを記載した書面を取り交わす検討を行います。</p> <p>また、営業課においては、未納者に対して、適時適切に電話や書面により督促、催告を実施します。それでもなお納入に至らない場合は、新たに工務課が検討する書面に基づき、債権回収に努めます。</p> <p>なお、効果が上がらない場合には、連携のうえ、その都度内容を見直すなど未納が発生しないよう取組みます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年10月9日(木)～令和7年11月21日(金)		
監査対象部課	消防本部 警備課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【消防救急デジタル無線システム中間整備業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、業務従事者の管理体制及び実施体制とともに、市に報告しなければならない(契約書第16条第1項)としているが、報告をさせていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和7年12月17日
		<p>令和7年12月17日付け、業務従事者の管理体制及び実施体制書類を収受済み。今後、適正に処理します。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年11月25日（火）～令和8年1月14日（水）		
監査対象部課	市民文化部 共創推進課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【各種冊子等頒布収入（4～10月分）】</p> <p>歳入の会計年度所属は、随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度（地方自治法施行令第142条第1項第3号）とされているが、前年度末に領収した現金を今年度の歳入として処理していた。</p>	措置状況	措置済 令和8年2月10日
		<p>年度末及び年度初めの歳入の調定起案を行う際には、処理する年度の歳入であることを付箋に付記することで認定誤りを防止する。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年11月25日（火）～令和8年1月14日（水）	
監査対象部課	市民文化部 共創推進課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【「茨木版共創」デザインブック作成等支援業務委託料】</p> <p>プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において審査する（実施要項7(2)）としているが、選定会議において審査せず、事務局で審査をしていた。各委員間で審査結果に差異が生じず、事務局で審査する意図であるならば、実施要項を実態に即した記載にするよう見直されたい。</p>	<p>今後、プロポーザル選定を行う際には、実施要項を実態に即した記載にするようにいたします。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年11月25日（火）～令和8年1月14日（水）	
監査対象部課	市民文化部 文化振興課	
委員意見		今後の方針等
1	<p><b>【現代美術展負担金】</b></p> <p>市が事務局を務める団体で市職員が作成している出納簿について、権限者が確認していることであるが、確認した記録を残していなかった。当該団体の現金等は市の公金ではないが、市職員が事務を行っている以上、紛失等が生じた場合には公金の場合と同様に市の信用失墜等につながるため、事故防止及び内部統制の観点から、担当者が取引の都度、通帳と出納簿を照合するなどの確認を行った記録を残し、権限者においても適時に（週次、月次又は都度）確認を行い、確認したことの記録を残すことを検討されたい。</p>	<p>担当者において、支出・収入ごとに、通帳と出納簿とを照合して確認を行った記録を残し、権限者においても月次で確認を行い、確認したことの記録を残すよう徹底いたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年11月25日（火）～令和8年1月14日（水）		
監査対象部課	市民文化部 市民課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【戸籍振り仮名通知書作成等の作業業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者（子会社を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第7条第1項）としているが、一部再委託承諾書について、起案処理が大幅に遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた。</p>	措置状況	措置済 令和8年2月3日
		起案の備考欄及び、供覧の要旨／対応欄に処理が遅れた理由等を記載しました。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年11月25日（火）～令和8年1月14日（水）		
監査対象部課	建設部 建築課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【市営住宅設備関係保守業務委託料】</p> <p>受託者は、本業務契約締結時に業務計画書を作成し、市に提出し、その承諾を受けなければならない（契約書第2条第2項）としており、受託者から業務実施計画書が提出されているが、承諾に係る起案・決裁を行っていません。</p>	措置状況	措置済 令和7年12月26日
		<p>本委託に関しまして、令和7年12月25日（茨建築第2006号）に承諾に係る起案を行い、12月26日に決裁をいたしました。今後、契約書に定める承諾が必要な提出物を業者から受け付けた際には、遅滞なく承諾に関する起案・決裁を行うようにいたします。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年11月25日(火)～令和8年1月14日(水)	
監査対象部課	建設部 公園緑地課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【長期未着手都市計画公園・緑地の見直し業務委託料】</p> <p>郵送による入札は、コロナ禍における臨時的措置であり、今後は入札室での執行か、電子メールによる執行のいずれかとする（「電子メールによる入札の実施について（通知）」（令和6年7月30日付、茨契第959号）とされているが、郵送による入札を実施していた。</p>	措置状況
		措置済 令和8年1月30日
2	<p>【ダムパークいばきた臨時駐車場管理運営業務委託料】</p> <p>契約金額が500万円以上の契約を締結する契約相手方には、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出するように求める（茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱第10）とされているが、受託者及び再委託先の誓約書について、提出を求めていなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和8年1月29日
3	<p>【ダムパークいばきた臨時駐車場管理運営業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者（子会社を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第7条）としているが、再委託について、打合せの場において口頭による申出を受け、承諾をした記録は残っているものの、承諾に関する起案・決裁を行っておらず、書面による承諾をしていなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年12月11日
4	<p>【ダムパークいばきた臨時駐車場管理運営業務委託料】</p> <p>社会実験の実施期間において、当初の仕様よりも警備員の配置日数や警備場所を増やしているが、契約金額の増額を伴う変更であり、予算額を超える可能性があったにも関わらず、相手方との金額の調整の記録が残っておらず、また変更についての意思決定を行っていなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和8年1月30日

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年11月25日(火)～令和8年1月14日(水)	
監査対象部課	建設部 公園緑地課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
5	<p>【ダムパークいばきた臨時駐車場管理運營業務委託料】</p> <p>予算執行者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。随意契約についても準用する（茨木市財務規則第111条第1項及び第125条）とされているが、変更契約に係る予定価格調書を作成していなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和8年1月30日
		今後、変更契約に係る予定価格調書の作成を徹底します。

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和7年11月25日（火）～令和8年1月14日（水）
監査対象部課	建設部 公園緑地課
委員意見	今後の方針等
<p>1 【公園使用料】</p> <p>公園使用料とは、公園内において物品の販売や音楽会といった一定の行為を行うことに対し、公園管理者の許可を受けた者が、許可された行為の内容に応じて納付する使用料である。許可が必要となる具体的な行為については、茨木市都市公園条例第3条第1項の第1号から第5号に規定されており、第1号から第4号の各号に対応する使用料の金額が、別表第2において規定されている。</p> <p>行為許可の運用については、「茨木市都市公園条例に基づく行為の許可に係る運用基準」（以下「運用基準」）が定められているが、一見して、いずれの号に該当するのかの判断が難しく、各号の審査基準が明確に示されているとは言い難い事例や、条例・規則との整合性がとれていないと考えられる事例が見受けられた。</p> <p>使用料は、行政財産や公の施設を使用し又は利用する者からその対価を徴収するものであるから、受益者負担の原則に十分配慮したうえで、減免の適用等も含め、利用者にとって、より明瞭で公平、公正なルールの整理に向けて見直しを検討されたい。</p>	<p>利用者にとって公平、公正なルールの整理に向けて、条例・規則との整合性が取れるよう運用基準を見直すとともに、減免の適用等については条例改正も視野に入れて検討します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年11月25日(火)～令和8年1月14日(水)	
監査対象部課	選挙管理委員会事務局	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 【参議院議員通常選挙に係る選挙システム立会い業務委託料】 委託料の支払いは、提出された実績報告書に基づき、契約書どおりに履行されているか等の請求の正当性確認を行ったのち、提出された委託料請求書に基づき支払いをする必要があり、契約書の委託料支払条項にも実績報告書及び委託料請求書の提出について規定する必要がある。 しかしながら、契約書に、完了後の実績報告書の提出について規定を設けていなかった。 結果として、実績報告書を確認する前に支出命令書の起票を行っていた。	措置状況	措置済 令和8年1月28日
	今後、委託契約書に、完了後の実績報告書の提出の規定を設けます。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和7年11月25日（火）～令和8年1月14日（水）		
監査対象部課	農業委員会事務局		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【農地情報管理システム保守業務委託料】</p> <p>事前準備行為における随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。</p>	措置状況	措置済 令和8年2月6日
		<p>次年度の農地情報管理システム保守業務委託について、事前準備行為として手続きを行う場合、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨を記載するよう改めます。</p>	
2	<p>【農地情報管理システム保守業務委託料】</p> <p>業務受託者は、市に報告した委託業務の取扱責任者及び業務従事者以外のものを委託業務に従事させてはならない（契約書第16条第2項）としているが、市に報告した以外の者を従事させていた。</p>	措置状況	措置済 令和8年1月7日
		<p>別途、取扱責任者及び業務従事者に関する報告を徴取し是正済みです。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和8年1月15日(木)～令和8年2月20日(金)	
監査対象部課	産業環境部 環境事業課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【廃棄物処分手数料(現金分)(4～11月分)】</p> <p>現金で領収した手数料について、出納簿に金融機関へ納付した際の記載をしていなかった。納付金額等の必要事項を記載するとともに、内部統制の観点から、担当者が金融機関領収証書と出納簿を照合するなどの確認を行った記録を残し、権限者においても都度確認を行い、確認したことの記録を残すよう検討されたい。</p>	<p>出納簿に金融機関へ納付した際の納付金額等の必要事項を記載し、出納簿に金融機関領収証書を添付して供覧し、権限者が都度確認した記録を残すようにする。</p>
2	<p>【廃棄物処分手数料(現金分)(4～11月分)】</p> <p>運用金の管理について、担当者が日々確認しているとのことであるが、金種の内訳は日々都度変動することから、日次で金種表を作成するなど運用金管理の記録を残すとともに、内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残すよう検討されたい。</p>	<p>日次で金種表を作成し、権限者が日々確認した記録を残すようにする。</p>
3	<p>【スラグ分析業務委託料】</p> <p>本業務委託については、本市の入札参加資格登録業者で選考基準を満たす事業者が一者しかないという理由で特定の事業者と継続的に随意契約を締結している。このため、競争性が働かず、相手方から提示された見積金額が妥当であるかを客観的に判断することが困難な状況にある。経済性及び透明性確保のため、他の事業者に入札参加資格審査申請を働きかけることや複数の事業者から参考見積りを取得するなど、見積金額の客観的な妥当性を確認できるような対応を検討されたい。</p>	<p>他の事業者に入札参加資格審査申請を働きかけたり、複数の事業者から参考見積りを取得し、見積金額の客観的な妥当性を確認できるようにする。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和8年1月15日（木）～令和8年2月20日（金）	
監査対象部課	都市整備部 建築調整課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p><b>【長期優良住宅認定手数料 4～11月分】</b></p> <p>現金で領収した手数料について、都度管理職が確認しているとのことであるが、確認したことを金銭出納帳に記録していなかった。内部統制の観点から、権限者において都度確認を行った記録を残すよう検討されたい。</p>	<p>現金で領収した手数料について、来年度から金銭出納帳に手書きで記録し、その都度管理職が確認を行い、押印することとします。</p>
2	<p><b>【特定建築物等定期報告業務委託料】</b></p> <p>受託者は、再委託の承諾を得ようとする場合、あらかじめ、当該委託先において、市が受託者に求めた個人情報の適切な安全管理のための措置が図られることを確認し、その結果について、市に書面で報告しなければならない（契約書第7条第2項）としているが、市が求めた措置項目のうち一部しか報告されていなかった。個人情報の取扱があることから、承諾にあたっては、茨木市個人情報の適正な取扱いに関する取扱指針に従い、原契約の個人情報保護の規定を書面で明記させるなどして、より厳密な承諾審査の実施を検討されたい。</p>	<p>再委託の承諾を行う場合、当該委託先に、市が受託者に求めた原契約の個人情報保護の措置規定を誓約書に明記するよう求め、より厳密な承諾審査の実施を行うこととします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和8年1月15日（木）～令和8年2月20日（金）	
監査対象部課	都市整備部 まちなか整備課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【茨木市中心市街地活性化基本計画最終フォローアップ業務委託料】</p> <p>事前準備行為における随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和8年3月6日
		<p>今後は随意契約要項書において記載もれが生じないように、契約検査課作成のチェックリストを活用して担当者が自ら確認を行うとともに、当該チェックリストを以って担当管理職も確認します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和8年1月15日（木）～令和8年2月20日（金）	
監査対象部課	都市整備部 まちなか整備課	
委員意見		今後の方針等
1	<p><b>【行政財産の目的外使用料】</b></p> <p>目的外使用の許可範囲について、対象地のうち自転車駐輪スペースのみを設定しているが、実際に駐輪するためには、使用許可範囲以外の部分を通行する必要がある。</p> <p>また、使用料の減額理由について、「使用時間を午前9時30分から午後8時とし、駐輪場としての維持管理に努め、放置自転車がないよう適切に管理することを理由に、使用料を減額するもの」とし、未使用時間分を減額しているが、使用時間外にも自転車が置かれているなど、減額理由と現状が一致していなかった。</p> <p>使用許可範囲の設定方法及び使用料の減額理由について、適切であるとはいいがたいので、見直されたい。</p>	<p>目的外使用料の減額については、使用許可対象者である茨木市中央商業近代化促進協議会や庁内関係課と協議の上、適正な算定方法となるよう見直しを進めます。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和8年1月15日（木）～令和8年2月20日（金）	
監査対象部課	教育総務部 保健給食課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p><b>【小学校給食費（現年分）】</b></p> <p>現年度における未納者への債権管理については、茨木市債権管理マニュアル非強制徴収公債権・私債権版に沿って、督促状の送付、督促後は月ごとの催告書の送付を行っているところであるが、電話による催告は実施していなかった。</p> <p>滞納事案が長期化しないよう、現年度においても状況に応じて、適宜、電話による催告を実施するなど積極的な債権回収に努められたい。</p>	委員意見を踏まえ、適正な債権管理に努めます。
2	<p><b>【会計年度任用職員報酬】</b></p> <p>通勤届に届け出ている通勤経路のうちバスの区間について、直近の定期券等の必要書証の提出がなかったため、支給根拠の確認ができなかった。また、事実関係の説明において、説明内容が途中で変わるなど首尾一貫性がなかった。</p> <p>通勤手当の支給根拠の確認については、一義的には担当課において行うものであり、内部統制の観点から、事実関係の説明内容に齟齬等がある場合は、担当課においても速やかに再度状況を確認整理し、必要に応じて書証の提出を促し、齟齬等の解消に努めるなどしたうえで、適切な事務執行、経費の支出に努められたい。</p>	会計年度任用職員は1か月定期券代を支給されているため、1か月定期券を購入することが基本である旨を伝え、随時、確認を行います。

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和8年1月15日(木)～令和8年2月20日(金)		
監査対象部課	教育総務部 歴史文化財課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【各種冊子等頒布収入】</p> <p>収納出納員は、現金出納簿を備え、直接収納に係る現金等の受払いを記載して整理しなければならない(茨木市財務規則第44条第2項)とされているが、クリシタン遺物史料館の現金出納簿について、月末にまとめて記載をしていた。</p>	措置状況	措置予定
		<p>次年度から同館勤務の職員により現金出納簿を日々記入するよう改める。</p>	
2	<p>【各種冊子等頒布収入】</p> <p>収納出納員は、納入義務者から現金を直接収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない(茨木市財務規則第31条第1項)とされているが、希望する人にしか領収証書を交付していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和8年2月21日
		<p>希望の有無に関わらず領収証書を交付するよう徹底する。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和8年1月15日(木)～令和8年2月20日(金)	
監査対象部課	教育総務部 歴史文化財課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【各種冊子等頒布収入】</p> <p>運用金確認表において、釣銭として使用した金額を差し引いて運用金の保管状況を記載し、釣銭として使用した金額は売上加算し、入金までの保管金額として記載していた。運用金とは、釣銭の準備のため一定の金額を現金で保管しているものであり、日々内訳は変動するものの、その金額は変動することはないものであるから、運用金と売上を分けて管理をしたうえで、現金残高と突合し、確認をされたい。</p>	<p>次年度から、運用金確認表において保管金額欄を廃止するなどの改正を行い、適正な同表の記載及び現金残高の確認を徹底する。</p>
2	<p>【各種冊子等頒布収入】</p> <p>現金出納簿について、金融機関に入金する時点で、権限者による確認をしているとのことであるが、確認をした記録が月に1回のみとなっていた。内部統制の観点から、権限者が日々確認したことの記録を残すことを検討されたい。また、現状は、頒布物の種類ごとに現金出納簿を作成し、納付書ごとに収入を記載しているが、頒布物の管理は在庫日々管理表において実施していることから、現金出納簿を1冊に集約し、一日の納付額をまとめて記載するなど、事務の効率化について検討されたい。</p>	<p>次年度から、同簿の集約化を行うとともに、権限者により日々確認し押印するよう改める。</p>